

国立大学法人岩手大学会計監査人候補者の選定について

平成25年3月15日
国立大学法人岩手大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は文部科学大臣が行いますが、選任にあたっては、各国立大学法人が候補者を選定し、候補者名簿を文部科学大臣へ提出する必要があります。

つきましては、本学の候補者の選定に当たり、提案書の募集を行いますので、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者に限る。）の方は、下記により、提案書等の提出をお願いいたします。

記

1. 提出期限

平成25年4月5日（金） 17時

2. 提案書の提出先及び問い合わせ先

〒020-8550

岩手県盛岡市上田三丁目18-8

国立大学法人岩手大学財務部

財務企画課財務総括グループ（担当：千葉）

TEL：019-621-6022

e-mail：zsomu@iwate-u.ac.jp

3. 提出書類及び部数

①提案書（別紙「提案書の記載事項」のとおり） 7部

②その他、貴法人等の概要、パンフレット等 7部

4. 選定及び契約期間

今回の候補者の選定は、平成25年度から平成27年度までの3ヶ年とします。

ただし、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約期間は単年度となります。

また、平成26年度以降の契約に当たっては、候補者から、前年度の監査業務に係る報告書及び次年度における監査計画書等を提出いただくこととなります。本学は、その内容について検証した結果、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。

5. その他

①平成25年度から平成27年度にわたる会計監査人候補者の選定を行うので、提案書の記載に関して、複数年にわたる期間を通じた監査を考慮した提案を行うこと。

②選定された者が行政処分を受けた場合など特別の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

(別紙)

提 案 書 の 記 載 事 項

1. 会計監査人業務

- (1) 監査方針（監査に対する基本的な考え方等）
- (2) 具体的な監査体制及び監査内容
 - ① 監査実施体制（実際に監査を行うチームの構成）
 - ② 監査計画（監査実施日程）
 - ③ 具体的監査手法
- (3) 実際に監査を行う要員（公認会計士等）の実務経験及び国立大学法人における会計監査業務実績の有無
- (4) 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理体制の整備・実施状況

2. 国立大学法人に関与した業務実績等

- (1) 国立大学法人への支援業務実績（具体的な法人名と提供サービスの内容）
- (2) 国立大学法人会計基準等に関与した実績
 - ① 国立大学法人会計基準等検討会議、専門部会等への関与実績（会議等の名称）
 - ② 日本公認会計士協会又は公的機関における国立大学法人会計制度に関連する専門部会等への関与実績（会議等の名称）

3. 監査報酬見積費用（各年度ごとに作成）

- (1) 執務予定日数（延べ人日数も記載）
- (2) 見積費用算定内訳（旅費等の必要経費も含む）
- (3) 見積費用の考え方（監査日程等に変更が生じた時の処理方法）

4. 貴監査法人概要

- (1) 名称、代表者、所在地、出資金（資本金）
- (2) 平成23年度業務収入（営業収益）
- (3) 平成23年度経常利益（当期利益）
- (4) 本業務の実施を主に担当する所轄事務所の名称・所在地
- (5) 人員構成（法人全体の代表社員・社員数、公認会計士数、会計士補数、その他）
- (6) その他参考資料（パンフレット等）

5. その他参考になる事項

上記項目以外で、特に記載したい事項がある場合は記載すること。

6. その他の事項

- (1) 提案書の記載事項で、本学に対して守秘することを要望する事項については、提出書類にその旨明記すること。
- (2) 必要に応じて提案内容に関するヒアリングを行う場合がある。
- (3) 会計監査人候補者の選定については、提出された提案書に基づき、総合的に審査し、選定するものとする。